平成２４年（フ）第１４０号
新潟市江南区下早通２丁目５番８号
債務者　渡辺工務店こと　渡邊　茂己
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７７号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1001号
債務者　吉本　政和
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　功治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７号
兵庫県加古川市志方町上冨木802番地の３、従前の住所神戸市西区中野１丁目８番地の７
債務者　北田　隆樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０３号
宮崎市吉村町下り松甲2415番地11
債務者　杉田　浩章
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０４号
宮崎市吉村町下り松甲2415番地11
債務者　杉田美佐子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２０号
北海道旭川市春光台１条３丁目２番12号
債務者　庫山　麗子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
大分市大字佐賀関1423番地の１
債務者　嵯峨　健司
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
熊本市北区八景水谷４丁目５番45―307号
債務者　安達　幸生
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１２号
函館市昭和２丁目18―13　サンルートハイム101号、住民票上の住所北海道檜山郡江差町字上野町36番地
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　義郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
函館市昭和２丁目18―13　サンルートハイム101号、住民票上の住所北海道檜山郡江差町字上野町36番地
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　義郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
埼玉県坂戸市千代田３丁目22番18―802号　コスモ若葉ステーションアベニュー
債務者　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８号
愛知県一宮市大赤見2893、住民票上の住所愛知県一宮市桜１丁目９番11号
債務者　玉腰マリ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県三木市緑が丘町中２丁目11番地の20
債務者　柏木　賢鳳
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷1290番地の２
債務者　石田商店こと　石田　弘紀
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１５９号
広島市安佐北区亀山南３丁目19番55―８―201号
債務者　笹西　正和
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部